

3 用語解説

(1) 生産

① 固定資本減耗

構築物、機械・設備等再生産可能な固定資産（有形固定資産、無形固定資産）について、通常の摩損及び損傷に相当する減価償却費と火災、風水害等の偶発事故による価値の損失に相当する資本偶発損からなり、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成する。

② 生産・輸入品に課される税

財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められて所得とはならず、その負担が最終購入者に転嫁されるものである。消費税や財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も含まれる。

③ 補助金

産業振興あるいは製品の市場価格を抑える等の政府の政策目的によって一般政府から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補填するために行われる政府からの繰り入れも補助金に含まれる。

④ 総資本形成に係る消費税

設備投資や在庫投資に係る消費税控除額からなる。投資に係る消費税は、税法上控除対象仕入額の一部であるため、ここで一括控除する。

⑤ 帰属利子

受取利子及び配当と支払い利子の差額であるが、この差額を金融業の帰属サービスと考え、手数料収入と共に金融業の産出額を構成する。また、この帰属サービスは各産業ではコストと考えられ中間投入とされるが、実際に経済活動別に配分することが困難なため、ダミー産業を設けて一括処理する。このダミー産業がすべての帰属サービスとしての帰属利子を中間投入するものとし、同時にこの産業に同額の負の営業余剰を計上する。このような、擬制を行うことによって金融業の生産活動を把握するものとする。

⑥ 帰属家賃

実際には家賃の支払いを伴わない自己所有住宅（持ち家住宅）についても、通常の家賃や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定して、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃をいう。また、帰属家賃には、給与住宅等における実際の家賃と市場家賃との差額の評価分（給与住宅差額家賃）も含まれる。

(2) 分配

① 雇用者報酬

雇用者が労働の対価として受け取る現金や現物給与のほか、雇主が雇用者福祉のために直接負担する社会保障関係費用も雇用者に支払われたものとみなして、雇用者報酬の構成項目として計上される。

雇用者とは、県内に常時居住地を有し、産業、政府サービス生産を含むあらゆる生産活動に常雇・日雇を問わず従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も雇用者に含まれる。

② 財産所得

ある経済主体が所有する金融資産、土地及び著作権・特許権などの無形資産を他の経済主体に使用させたときにその結果として生じる所得のことであり、「利子」、「法人企業の分配所得」、「保険契約者に帰属する財産所得」及び「賃貸料」に分類される。

③ 企業所得

所得支出勘定の営業余剰・混合所得（注）に財産所得の受払の差額、すなわち、純財産所得を加えたものである。民間法人企業、公的企業、個人企業ごとに表示されている。

（注）わが国の93SNAでは、従来の営業余剰のみの概念から、家計部門については新たに混合所得という概念を導入した。ともに生産における企業等生産者の生産活動の貢献分であり、雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税マイナス補助金とともに付加価値の構成要素の一つである。このうち、混合所得は家計のうち個人企業の取り分であり、家計のうち持ち家分（家計の営業余剰）と区別される。営業余剰・混合所得は、原則として市場での利益の追求を目的とする産業においてのみ生じ、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者は営業余剰を生まない。

④ 雇主の社会負担

「現実社会負担」と「帰属社会負担」とに分かれる。「現実社会負担」は、雇主によって直接社会保障基金や年金基金に支払われるもので、社会保険や企業年金などが該当する。「帰属社会負担」は、社会保障基金や年金基金に含まれない退職一時金や公務災害補償など雇主自身の源泉から給付が行われるもので、現実社会負担のように負担の支払がなされているわけではないが、給付額と同額を雇主の社会負担として帰属させることから「帰属社会負担」と言われる。

⑤ 保険契約者に帰属する財産所得

「保険企業（生命保険、非生命保険、年金基金を含む）から受け取ることができる保険技術準備金に係る投資所得のことであり、保険技術準備金は保険契約者の資産であるため、保険契約者に対する保険企業側からの支払として記録されるもの」（国連 93SNA）としている。ここには、「保険契約者配当」、「保険帰属収益（保険契約者の資産から生じる投資所得）」が含まれる。

⑥ 公的企業

原則として政府により所有かつ支配されている企業で、商法その他の公法、特別立法、行政規制等により法人格を持つ公的法人企業、及び生産する財貨・サービスのほとんどを市場で販売する大規模な非法人政府事業体からなり、その活動の類型、すなわち生産技術や経営形式の特性から産業として分類される事業所を単位とする。

⑦ 県外からの所得（純）

県民所得から県内純生産を差し引いて求められる。県外との所得の受払いには雇用者報酬、投資収益、財産所得などが含まれる。

⑧ 非生命保険金・非生命保険純保険料

非生命保険企業（制度部門では金融機関に含まれる）は、受取保険料と支払保険金の差額をその主たる収入源泉としているが、県民経済計算では、この額には保険サービス料のほかに貯蓄的要素が含まれるので、この分は保険契約者の持分として産出額を計算する上で除外する。産出額は、法人企業部門は中間消費し、家計部門は最終消費支出する。

また、非生命保険は契約による所得の移転として所得支出勘定にも表れ、非生命保険企業は純保険料を受け取り、保険金を支払う。純保険料とは、保険リスクコストであって、従って保険金の額と等しい。

⑨ 所得・富等に課される経常税

所得に課される税及びその他の経常税からなり、所得に課される税は、労働の提供や財産の貸与、資本利得等の様々な源泉からの所得に対して公的機関によって定期的に課せられる租税（所得税、法人税、都道府県民税〔所得割、法人税割〕等）であり、その他の経常税は自動車重量税、自動車税、都道府県民税〔均等割〕等である。

⑩ 社会負担

社会負担とは、「社会保険給付が支払われることに備えて社会保険制度に行う現実又は帰属の支払い」（国連 93SNA）であり、「雇主の社会負担（前述④参照）」と雇用者の社会負担がある。「雇用者の社会負担」は、雇用者本人による社会保険制度を管理する基金に対する負担を指し、支払先によって「雇用者の強制的社会負担」（対社会保障基金）と「雇用者の自発的社会負担」（対年金基金）とに分けて記録している。

⑪ 現金による社会保障給付

社会保障基金（一般政府）が家計に対して支払う社会給付のうち、現金により支払われるものが含まれる。具体的には、老齢年金（国民年金、厚生年金等）、雇用保険に基づく給付金（失業給付）、児童手当等が該当する。

⑫ 年金基金による社会給付

年金基金から支払われた給付額であり、厚生年金基金、適格退職年金等による退職年金給付等が含まれる。

⑬ 社会扶助給付

一般政府および対家計民間非営利団体から家計に支払われる扶助給付のうち、現金による社会保障給付や無基金雇用者社会給付とならないものである。一般政府からのものとしては、生活保護費、交付国債の元利償還金、遺族等年金、恩給などがあげられる。また、民間非営利団体からのものとしては、奨励金及び教育、研修のための扶助給付が含まれる。

⑭ 無基金雇用者社会給付及び帰属社会負担

社会保障基金、年金基金などの外部機関を利用せず、また、自己で基金を設けることもせず、雇主がその源泉から雇用者に支払う福祉的な給付である。これは、特定の基金はなくとも雇主が支払う義務を負っているものと考えられる。なお、この給付分は「雇主の帰属社会負担」として雇用者報酬に計上される。具体的には、退職一時金、公務災害補償、労災保険適用前の法定補償、非生命保険会社による労働者災害補償責任保険、労災保険上積給付等である。

⑮ その他の経常移転

「非生命保険取引」、「一般政府内の経常移転」、「他に分類されない経常移転」の三種類に分類され、内訳として「非生命保険取引」を別掲している。このうち、「一般政府内の経常移転」は「異なる一般政府の内訳部門間（中央政府、地方政府、社会保障基金）の経常移転」のことであり（国連 93SNA）、一般政府のみに計上されている。

「他に分類されない経常移転」には、上記の項目に含まれない制度単位間、制度部門間並びに居住者・非居住者間の経常移転取引が計上され、具体的には、罰金、寄付金、負担金、家計間の仕送り・贈与金等、他の項目に計上されていないあらゆる経常移転取引が含まれ、全制度部門に計上されている。

(3) 支出

① 民間最終消費支出

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

② 家計最終消費支出

家計最終消費支出は、家計（個人企業を除いた消費主体としての家計）の新規の耐久財、非耐久財、サービスに対する支出であり、農家における農作物の自家消費、自己所有住宅の帰属家賃、賃金俸給における現物給与等も計上される。ただし、土地造成及び住宅建設は投資活動とみなして県内総資本形成に含められる。また、個人税及び税外負担は移転的なもので家計最終消費支出から除かれ、仕送り金、贈与金、労働組合費などの家計間及び対家計民間非営利団体への移転も家計最終消費支出とはみなされない。

③ 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出は対家計民間非営利サービス生産者（対家計民間非営利団体）の産出額から商品・非商品販売額を控除したものである。すなわち、対家計民間非営利団体の販売での収入は、生産コスト（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）をカバーしえず、その差額が自己消費とみなされ、対家計民間非営利団体最終消費支出として計上される。

④ 政府最終消費支出

一般政府（県内に所在する国の機関、県、市町村等）の財貨・サービスに対する経常的支出である政府サービス生産者の産出額（中間消費＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から、他部門に販売した額（商品・非商品販売額、例えば、国公立学校の授業料等）を差し引いたものに現物社会給付等（現物社会給付である医療保険による給付分のほか、教科書購入費等）を加えたものが政府最終消費支出として計上される。

⑤ 家計現実最終消費

最終消費支出は、各制度部門が実際に支出・負担した額を示す項目であり、一方、現実最終消費は、各制度部門が実際に享受した便益の額を表すものである。

家計現実最終消費は、家計最終消費支出に一般政府及び対家計民間非営利団体からの現物社会移転を加え、便益を受けた側（家計）での消費をとらえたものである。

⑥ 政府現実最終消費

政府最終消費支出から家計への現物社会移転である個別消費支出（医療、教育、保健衛生等、現物社会移転として政府が家計に対して支給する個別的サービスについての支出）を控除し、政府の自己消費分である集合消費支出（消防、警察等、政府が社会全体ないし社会の大部分に対して供給する集会的サービスについての支出）を算出したものである。

⑦ 県内総資本形成

民間及び公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計の生産者としての支出（購入及び自己生産物の使用）のうち、中間消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫品増加からなる。総固定資本形成は新規に購入した資産であり、住宅、住宅以外の建物、構築物、機械設備等の有形固定資産、生産者が1年を越えて使用するコンピュータ・ソフトウェアのうちの受託開発分等の無形固定資産、土地の造成・改良等の有形非生産資産の改良により構成される。在庫品増加は企業及び一般政府が所有する製品、仕掛品、原材料等の棚卸資産のある一定期間における物量的増減を市場価格で評価したものである。

⑧ 財貨・サービスの移出（入）

財貨・サービスの移出（入）と直接購入から構成される。移出（入）とは、居住者と非居住者間の財貨・サービスの取引であり、直接購入とは居住者（非居住者）による県外（内）市場の財貨・サービスの直接取引である。

ただし、ここでは要素所得（労働及び資本）に係るものは除かれる。

⑨ 統計上の不突合

県内総生産と県内総支出とは概念上一致すべきものであるが、実際の推計の上では、両面の推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なっているので、推計値の不一致が生じることがある。この不一致を統計上の不突合といい、勘定体系のバランスを図るために表章される。

（４）その他

① 在庫品評価調整

県民経済計算においては、発生主義の原則が採られており、在庫品増加は、当該商品の在庫増減時点の価格で評価すべきものとされている。しかし、入手可能な在庫関係データは企業会計に基づくものであり、後入先出法や先入先出法等企業会計上認められている様々な在庫評価法で評価されている。したがって、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られる増減額には、期首と期末の評価価格の差による分（一種のキャピタル・ゲインあるいはロス）も含まれている。この評価価格の差による分を除くための調整が在庫品評価調整である。

② 帰属計算

帰属計算とは、県民経済計算上の特殊な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の支払いが行われなかったにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいう。

代表的な例として金融業の帰属利子、不動産業の帰属家賃等がある。

③ インプリシット・デフレーター

異なる時点の価値額を名目額（時価表示）で比較すると、その間の価格変動も含まれたものとして計測される。そこで、価格変動を除去した実質的な価値額を求めるために、ある特定の基準年次の価格を標準価格として設定し、各年次の価値額をその基準年次価格で評価するという不変価格表示方式が採られる。すなわち、各構成項目をそれに見合った物価指数で実質化し、その積上げにより、実質化された総額を求めるという方法である。この場合の物価指数をデフレーターと呼ぶ。また、総額についてのデフレーターは、実質総額が求められたのち、それによって名目総額を除することによって求めることとなり、このような事後的に求められるデフレーターを、インプリシット・デフレーターと呼ぶ。

④ 固定基準年方式と連鎖方式

実質化の方法として、固定基準年方式と連鎖方式がある。

固定基準年方式は、デフレターの計算においてはパーシェ型（比較年のウェイト構成で計算）、実質化の計算においてはラスパイレズ型（基準年のウェイト構成で計算）を用いており、相対価格の変化が大きい場合、経年変化するにつれて「指数バイアス」がかかることが知られている。

一方、連鎖方式は、実質化の指数計算において、参照年（デフレーター＝100となる年）を出発点、前年を基準年とし、それらを毎年積み重ねて接続する方法であり、毎年基準改定しているのと同じこととなるため、固定基準年方式で生じていた「指数バイアス」が解消され、実質化において常に最新のウェイト構造が反映されることとなる。

国民経済計算では、実質値及びデフレターの計算に固定基準年方式を用いてきたが、平成15年度確報から国内総生産（支出側）において連鎖方式が採用され、平成16年度確報からは国内総生産（生産側）にも連鎖方式を導入した。

県民経済計算では、従来、県内総生産（支出側）を固定基準年方式により実質化してきたが、平成16年度推計から県内総生産（生産側）に連鎖方式による実質化を導入した。

⑤ 一人当たり県民所得

一人当たり県民所得は分配所得総額を県の総人口で除したもので、経済水準を県民ベースで表す指標のひとつである。分配所得には、雇用者報酬のほかに、財産所得や企業所得等も含み、さらに、総人口には生産活動に従事していない子供や老人等も含まれている。したがって、県民経済計算で推計する一人当たり県民所得は、通常イメージされている個人の年収額とは異なるものである。

⑥ 総人口

各年10月1日現在の総務省推計人口による。ただし、国勢調査年はそれによる。